

令和 6 年 第 4 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 6 年 4 月 22 日 開催

雫石町農業委員会

令和6年第4回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年4月22日(月) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡森 喜与一
2 番 山本 長栄
4 番 新田 善男
6 番 細川 仁
7 番 堂屋 剛
8 番 木村 正美
9 番 山崎 忍
10 番 八丁野 よし子
11 番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 藤村 博志
雫 石 福崎 公博
雫 石 徳田 雅博
御 所 吉田 光彦
御 所 米澤 晃
御 所 川口 英敏
御 所 細川 健一
西 山 高橋 浩之
西 山 柿木 一明
西 山 松本 光正
御明神 南野 久晃
御明神 木村 久雄

4 欠席した委員

農業委員 3 番 松ノ木 睦男

推進委員 西山 山田 裕明 御明神 砂壁 純也 御明神 夷森 和人
御明神 伊藤 庄一

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第3号 農地の現状変更に関する届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について

議案第4号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

議案第5号 買受適格証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 副主幹 高橋 恵 主任 上和野 恵太

開会時間 午後2時00分

議長 ただいまから、令和6年第4回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員9名、推進委員12名、計21名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、会議録署名人には10番、八丁野 よし子委員 11番、坂下千枝子委員、書記には事務局の高橋副主幹、上和野主任を指名いたします。
次に報告第1号から第3号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋副主幹 それでは、報告第1号から第3号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

3ページから4ページをご覧願います。

報告第1号

「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり9件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

5ページをご覧願います。

報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による届け出について」、表のとおり3件提出がありました。

番号1は、解約の理由ですが、解約し賃借人と売買するためです。
関連する案件をこのあと議案第2号で、ご審議いただきます。

番号2及び番号3は、解約の理由ですが、解約し第三者と賃貸借するためです。
関連する案件をこのあと議案第2号で、ご審議いただきます。

6ページをご覧願います。

報告第3号

「農地の現状変更に関する届け出について」、表のとおり1件提出がありました。
届出人、〇〇。田1筆、面積3,646平方メートル。変更の目的及び理由は、畦畔

を除去し、作業区画を整備することで作業効率をよくするため。とのことでした。

場所は参考資料の2ページにあります『現状変更：〇〇』と、なっているところで、位置は参考資料の29から30ページにありますように、〇〇から〇〇へ約300メートルに位置する場所です。

現地を確認したところ、31ページにありますように、申請地は田んぼが畦畔で区切られていることを確認しております。

1枚の大きな圃場に整備する計画であり、完了後は水稻を作付けする計画ですので、周辺農地や道路への影響は無いと考えます。

以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、報告第1号から第3号を終わります。
次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第1号について説明いたします。
総会資料の7ページをご覧ください。

番号1、〇〇、畑1筆、面積1,010㎡、3条無償移転、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲渡人が離農するため贈与するものです。

場所は参考資料の3ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約750m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の3から5ページをご覧ください。

番号2、〇〇、田1筆、畑7筆、宅地2筆、面積計51,832㎡、3条使用貸借、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇。申請事由は、借受人が規模拡大することから使用貸借するものです。

場所は、参考資料の7、9ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約120m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の7から12ページをご覧ください。

番号3、〇〇、田2筆、面積計2,915㎡、3条貸貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。申請事由は、借受人が規模拡大することから貸貸借するものです。

場所は参考資料の13ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約500m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の13から15ページをご覧ください。

番号4、〇〇 畑2筆、面積計1,655㎡、3条有償移転、譲渡人〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲受人が新規就農することから、売買するものです。

場所は、参考資料の17ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていて、〇〇から〇〇へ約500m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の17から19ページをご覧ください。

総会資料の9ページをご覧ください。

番号5、〇〇、畑1筆、面積1,395㎡、3条無償移転、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲受人が規模拡大することから、贈与するものです。

場所は、参考資料の21ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていて、〇〇から〇〇へ約460m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の21から23ページをご覧ください。

番号6、〇〇、畑2筆、面積計5,030㎡、3条使用貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。申請事由は、借受人が規模拡大することから使用貸借するものです。

場所は参考資料の25ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていて、〇〇から〇〇へ約150m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の25～27ページをご覧ください。

いずれの案件も総会資料の10ページから12ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を行います。始めに、番号1から3を 徳田推進委員 をお願いいたします。

徳田推進委員

雫石地区の徳田です。

4月15日、私、高橋推進委員、5班2名と事務局で現地を確認して来ました。

番号1について報告いたします。現地を確認したところ参考資料の5ページのとおり状況であり、贈与後も引き続き野菜を作付けする予定であることから、問題ないと思われれます。

次に番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の11、12ページのとおり状況であり、使用貸借後も引き続き牧草を作付けする予定であるため、問題ないと思われれます。

次に番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の15ページのとおり状況であり、貸借後も

引き続き水稻を作付けする予定であるため問題ないと思われま

議長

次に、番号4から6を高橋推進委員にお願いいたします。

高橋推進委員

西山地区の高橋です。

次に番号4について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の19ページのとおり状況であり、新規就農を理由に使用貸借を行い、花きを作付けする予定ですが、家族が営農に関して応援する予定であり、問題ないと思われま

次に番号5について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の23ページのとおり状況であり、贈与後も引き続き牧草、野菜を作付けする予定であるため、問題ないと思われま

次に番号6について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の27ページのとおり状況であり、使用貸借後は飼料作物が作付けする予定であるため、問題ないと思われま

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。はい、8番 木村委員。

8番 木村委員

8番木村です。全部について質問したいので、1番の関係から一つずつ聞いていきます。新規で35aの畑はありますが、年は何歳なのか、どこで作業しているのか、どこの農地を作付けしているのか疑問に思いま

そして、所有してる農機具は何種類あるのですか。

あと、贈与の件ですが、〇〇さんと〇〇さんの関係は、どういう関係で贈与になっているのか差し支えなければお願いま

上和野主任

〇〇さんはすでに畑を持っていますが、ほかに譲り受ける畑の近隣に畑を所有しているということです。〇〇さんが今回、離農するため〇〇さんが近くで農作業をしているので〇〇さんの分もやってあげるという形の贈与と聞いております。〇〇さんが所有している機械に関してはトラクター1台、耕耘機1台です。〇〇さんの年齢は75歳です。

高橋副主幹

〇〇さんと〇〇さんの関係ですが、先ほど近隣という話がありましたが、隣どおしの畑を耕作してあげるという関係性になります。

8番 木村委員

4ページに図面が付いてますが、隣というのは、110-11のことを言っているのか、この近くということなのか説明が無いので教えてください。

上和野主任

〇〇さんの圃場は、110-16になります。

8番 木村委員 今現在、軽トラで〇〇から通っているということですね。今、75歳という部分ですと、私より1つ上なので正直、何年やれるのかなということと、2人ということですが、その人と奥様なのか子供なのか働き手の内訳を差し支えなければ教えてください。

上和野主任 はい、〇〇さんはご本人と奥様の計2人ということです。

高橋副主幹 今回、手放す方は90歳なので、90歳から75歳へ贈与するというかたちになります。

8番 木村委員 はい、15歳お若いということでしょうから気持ちの問題では、やはり違うと思うのですが、〇〇から通って来るのは大変だなと思うのですがトラクター等はどこに置いているのか、まさか4号線走ってくるつもりではないと思うので収納はどこにしているのか、聞いていれば教えていただきたいです。

高橋副主幹 実際、どこに置いているかということは聞いておりませんが、畑の周辺に農機具を置いている場所があったので、そちらに保管するのかなと思って考えておりました。

実際に使って置いているのかは把握してませんが、周辺には作業小屋がありました。

議長 5ページの写真の番号2のところだと思います。

8番 木村委員 5ページの写真を見ると、格納庫みたいな感じの建物がありますけども、ここは地番の112なのか111なのか、そこの境というのは耕作している部分だけが112なのか、境はどこですか。本当に間違いがないのか112だけでいいのか、一緒の土地なのか。

高橋 推進委員 「挙手」

議長 はい。

高橋 推進委員 参考までに、ここの土地の所に10個くらい鉄道の昔のコンテナが置いてあります。

各々、所有している人たちが農機具などおそらく入れていると思います。

どこに、誰なのかというのを把握していませんでしたけれども、置き場所は沢山あります。ここの土地は昔、ある方が、不動産屋に騙されて、そこで多分、各々、細かい区画で売ったと思います。一応、参考までです。

議長 はい、8番 木村委員。

8 番 木村委員

そういう部分であれば結構、今トラクターなんかも盗まれていることがありますので、その辺の管理の部分、もしここの部分の中で、また本人達にも連絡を取るでしょうから、そこの部分は確認していただきたいと思います。

高橋副主幹

はい、わかりました。

8 番 木村委員

番号1の部分はわかりました。番号2の関係で、〇〇さん規模拡大のためにということで、今回話が進んでいるようではございますけれども、10年契約のようですが、先ほどの質問同様に、何歳なのかということと、また2人で働くという部分ですが規模拡大のためにと言っていますが、どこで作業して規模拡大なのか、雫石町では〇という感じですし、地目で現況が宅地も畑になっているようですが、宅地もあるのは、どういう扱いになっているのか、現在、作付けしているのは従来通りの形で牧草をやってきた人の分ですけど、現在の地目も現況が畑となっている部分には何を作付けしているのですか。説明をお願いしたいと思います。

高橋副主幹

はい、私のほうから回答させていただきます。2人の関係性からお話しさせていただきます。前回の総会の時に3条の3いわゆる相続の関係で〇〇さんから〇〇に相続があった農地すべてになっております。〇〇さんと〇〇さんは、兄弟関係となっております。元の苗字が〇〇さんですが、〇〇さんは結婚して変わって〇〇さんになっているとだけいただければいいと思います。

〇〇さんが相続をすべて受けたのは、〇〇さんが農業する予定で相続ですべて受け取ったのですが、色々あって〇〇さんができなくなったので〇〇で農業をやっている兄が畜産農家ですので、その農地をすべて受けることで10年の使用貸借となっております。

〇〇さん自体は非常に大きな農家さんで19町歩ほど〇〇では持っている農家さんとなっております。

何をするのかというと牧草を作付けするという形になっておりまして畑と宅地の関係ではあります。元々のご実家でありまして、ご実家の範囲で農業をなさるところになっておりましたのでどうぞよろしくお願い致します。

あと、10年というお話しですが、とりあえず10年ということで、これからずっと必要であれば〇〇さんが作付けして農業をすることで、年齢は33歳です。まだお若いので充分、農業をやっていけるとお思いますのでどうぞよろしくお願い致します。

8 番 木村委員

はい。その関係は今わかりましたけれども、今、畑で作っているのは牧草なのか現況が畑になっている部分ですので牧草で間違いはないのですか。

高橋副主幹

はい。そのとおりです。

8 番 木村委員

はい。わかりました。それと4番の新規就農のためにという部分で〇〇さんが50万円で買うようではございますが花卉をやるようではございますが何の種類の花卉をする予定ですか。

か。作業する人が2人となっていますがどんな年齢のかたなのか、農機具の関係はどうかと状況を教えてください。

上和野主任

はい、〇〇さんの計画書をみますと、アリストロメリア、ユリ、ブルーベリーを作付けする計画となっています。〇〇さんの年齢は〇〇歳です。奥様は〇〇歳ということでお二人でやっていく計画のようです。現時点での農機具は、耕耘機とウイングモアをそれぞれ1台ずつ所有しております。

8番 木村委員

はい、わかりました。あと先ほどの2番の関係で現在、宅地になっているところは、畑になっているから牧草を作付けしていきますか。将来的に建物は建物として除外していくようになる見通しですか。

高橋副主幹

今回、〇〇さんからのお申し入れとしては登記地目がすべて畑になっているところの使用貸借ということでしたので、現況的には宅地になっているところもすべて入れさせていただいたところになります。実際に今、宅地になっているところまで牧草を広げるかは何とも言えないところではありますが登記地目が畑のところすべてということだったので、ここに関して広げるかというご質問に対しては何とも言えませんが必要となればそちらのほうも作付けすると思われれます。

上和野主任

宅地2筆となっておりますが現在、その宅地に関してすでに建物はありますので、現時点ですぐに、草地にするのは難しい判断です。

8番 木村委員

もう少し、そこをはっきりお願いします。

太田局長

過去に転用許可を取っているというところではないということを確認しましたか。

議 長

はい。高橋推進委員。

高橋 推進委員

今、この〇〇と書いてある建物は、パイプハウス型の牛小屋です。今現在、〇〇さんは亡くなりましたが、長男の〇〇さんは、ここに住んでいます。2人暮らしをされていてお母さんがデイサービスか何かされているようです。この相続となっているところは長男と次男とでやりとりしている農地の部分は、弟である次男が養子に戻して入れてきたという関係で、弟が農作業することができなくなり姥屋敷に住む長男が相続するという関係です。

8番 木村委員

そうすると宅地のところに住んでいるとすれば、牧草は播かないんですね？

高橋 推進委員

家が建っていて人が住んでいる住宅です。

8番 木村委員

これでいくと、ここも含んでの面積になっていますので。

高橋 推進委員

それは違うと思います。〇〇と書いているところは抜いているんじゃないですか。丸付けて矢印している部分の面積です。

議 長

暫時、休憩致します。

それでは、休憩をといて再開いたします。

太田局長

では、私のほうからご説明いたします。

木村委員のほうから質問ありました案件、質問事項につきましては、こちらのほうでも確認不足というところもあります。先ほどお話しましたとおり、5条転用を過去に受けているというところであれば、地目変更登記を出さなければならぬのですが、登記を怠っている状況下でありますので3条から外れます。

農業用設備があるという事実もあるようなのですけれども、その場合は農地として認められるかどうかは現時点では確認できませんので、この案件につきましては取り下げさせていただきまして来月以降、確認をした段階でもう一度、諮らせていただくかたちでの処理をさせていただきたいと思います。

大変申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

議 長

他にございませんか。

高橋 推進委員

この案件は全部取下げなのですか。

議 長

議案第1号の番号2については取下げになります。

太田局長

そうなります。部分的な処理の取下げはできませんので、一度、取り下げさせていただいて、あらためてこの案件を来月以降、お諮りするということになります。

高橋 推進委員

はい、わかりました。

議 長

他にございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案第1号の番号2を除いて、賛成のかたは挙手願います。

委 員

『挙手多数』

議 長

はい、ありがとうございます。挙手多数ですので、議案第1号は番号2を除いて原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

上和野 主任

議案第2号について説明いたします。

始めに売買による所有権移転について説明いたします。

番号1、〇〇、田1筆、面積7,416㎡

譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額550,000円。

番号2、〇〇、外、畑15筆、面積計183,501㎡

譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額8,000,000円。

次に貸し借りによる利用権設定について説明いたします。

番 号 1、〇〇、田

1筆、面積4,223㎡、新規、

貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号2、〇〇、田18筆、面積計28,947㎡、

新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号3、〇〇、田4筆、面積計10,062㎡、新規、

貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号4、〇〇、田2筆、面積計4,519㎡、再設定、

貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号5、〇〇、田2筆、面積計4,638㎡、再設定、

貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号6、〇〇、田2筆、面積計4,541㎡、新規、

貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号7、〇〇、田5筆、面積計13,927㎡、新規、

貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号8、〇〇、畑1筆、面積5,822㎡、新規、

貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間20年。

番号9、〇〇、田2筆、面積計3,909㎡、新規、

貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号10、〇〇、田1筆、面積2,884㎡、新規、

貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号11、〇〇、畑6筆、面積計49,027㎡、新規、

貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

以上で説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。

川口 推進委員

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。はい、川口推進委員。

はい、御所地区の川口です。確認させていただきます。15 ページの2番ですが、米澤さんのところで、今まで〇〇さんがやっていたと思います。今度から、〇〇さんということですが、何か事情や理由があってこうなったのか、あるいは期限が来て耕作者が変わるのかお伺いしたいと思います。

高橋 副主幹

私からお話しさせていただきます。〇〇さんと〇〇さんの貸し借りで、口約束の言った、言わないの話があって、お互いに平行線をたどるようなことがありましたので、〇〇さんが〇〇さんには、もう貸さないという話で、〇〇さんに貸すことになったと聞いておりました。いずれ貸し借りはしないということですが、

議 長

川口 推進委員

はい、川口推進委員。

わかりました。まだ近くに〇〇さんというかたが耕作されていたので何故、〇〇さんに貸すのかなと疑問に思ったので、それ以上はお伺いしません。

議 長

委 員

他にございませんか。

議 長

(なし)

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

委 員

ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

議 長

『全員挙手』

全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、ご異議ございませんか。

委 員

議 長

「異議なし」

異議なしと認め、分割して審議いたします。

上和野主任

初めに、番号1から2並びに番号4から7について、事務局の説明を求めます。

議案第3号について説明いたします。

本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の案であり、農地

中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定を行うものです。なお、本案は全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

番号1 田5筆、面積計3,552㎡、借受人 ○○

番号2 田1筆、面積1,538㎡、借受人 ○○

番号4 田3筆、面積計29,409㎡、借受人 ○○

番号5 田8筆、面積計5,881㎡、借受人 ○○

番号6 田6筆、面積計8,253㎡、借受人 ○○

番号7 田2筆、面積計4,521㎡、借受人 ○○

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。はい、8番木村委員。

8番 木村委員

8番木村です。借りる期間が、その人によって違うのですが、2年6ヶ月の人もいれば8年2ヶ月もいるので、どうしてなのか教えていただきたいと思います。

高橋副主幹

はい、お答えいたします。10年の人、2年6か月の人いろいろなのは、他の農地と合わせるためにそういったかたちになっている方々がほとんどです。

他の方々も借りていたりすると一線的に次から同じ日で再度、契約する日にちを合わせるようにしている方々が多いのでこういったかたちで、最初の時には帳尻を合わせるように短くなっている方が多いです。

8番 木村委員

というのは、2年6ヶ月と帳尻合わせると8年6ヶ月の人は、どこで合うのですか。

高橋副主幹

すでに先に借りている農地の終わりと合うという話になります。

太田局長

今の契約の最長の期間満了日になっているところに合わせるように考えて、この案件の更新については期間の一番長いものに合わせるというかたちです。

8番 木村委員

長いものに合わせているということは、前の人契約してるのが、7年くらい入っているので、2年6ヶ月くらいで10年になるという計算でいいのですか。

太田局長

中間管理ですので農業公社が相手方ということになりますので合わせないと公社相手に何回も契約していかなければならない、その一度のタイミングに合わせてるようなかたちを目指してそれぞれ所有者によってそれぞれ契約期間が異なってくるということです。

8番 木村委員

わかりました。ありがとうございます。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 『全員挙手』

議 長 全員挙手(挙手多数)ですので、議案第3号の番号1から2並びに番号4から7は、原案のとおり決定いたしました。
次に、番号3を審議いたします。
本案は、吉田推進委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(吉田推進委員 退席)

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

上和野主任 番号3 田4筆、面積計9,708㎡、借受人 ○○
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 『全員挙手』

議 長 全員挙手ですので、議案第3号の番号3は、原案のとおり決定いたしました。
(吉田推進委員 着席)

次に、番号8を審議いたします。
本案は、7番 堂屋委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(堂屋委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

上和野主任

番号8 田2筆、面積計5,735㎡、借受人 ○○
以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

議長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員

『全員挙手』

議長

全員挙手ですので、議案第3号の番号8は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第4号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

上和野主任

議案第4号について説明いたします。

本案は、昨年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査及び農地有効利用検討会において図面や写真等を再確認し3名以上の農業委員、推進委員で「非農地」として判定した農地の非農地判断の可否をお諮りするものです。
利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、土地の登記地目と筆数、所有者名をご説明いたします。

番号1、田1筆、面積45㎡、所有者 ○○

以上1件、計1筆について、農地の状況は議案書の調査内容に記載のとおり
の状況であったため、利用状況調査班によって非農地と判定したものです。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

議長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第5号、買受適格証明願に対する可否決定についてを議題といたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第5号について説明いたします。
本案は、競売や公売により農地を取得するため買受の申し出をすることができる者は、農業委員会の買受適格証明書の交付を受けたものに限られており、願出人が適格者か否か御審議いただくものです。
また、この競売や公売に係る案件につきましては、事務処理の迅速化を図るため、買受適格証明書の交付を受けた者のうち裁判所又は公売を実施する税の徴収権者より最高価格買受申出人等の決定を受けた者から後日、農地法第3条許可申請書が提出され受理した際、その申請内容が、当該証明書の交付時と事情が異なっていないと会長が認めた時は、申請後開催の総会における審議を省略し許可する旨の付帯決議も併せてお願いするものです。
証明願の内容についてご説明いたします。
番号1、願出人 ○○、農業経営面積 畑 112,799 m²、公売に付される農地、畑1筆、85,628 m²
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。はい、8番木村委員。

8番 木村委員 はい、8番木村です。○○さんは畑を112,799 m²持っているようですが、何を作付けしていて、法人なのか個人で入札する予定になっているのか教えていただきたいと思います。

上和野主任 はい、○○さんは個人のかたで、○○で大根を栽培されてます。

議長 はい、8番木村委員。

8番 木村委員 そして、競売にかけられてる部分の、現状はどういった現状になっているのか、畑という部分の1筆ということですので、差し支えなければ教えていただきたいです。

高橋副主幹 今の状況は、町内のかたが作付けしていたところで畑になっております。
今、作付けしているかたは「買わない」というお話だったので、誰か買ってくれる人という話になった時に大根農家さんが買いたいとなったので適格証明を出すという流れになりましたのでよろしく願いいたします。

議長 他にございませんか。
なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員 『挙手多数』

議長 挙手多数ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時40分

以上が令和6年4月22日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 6 年 4 月 22 日 開催

議長 会長

議事録署名人 10番

11番
